

# 危機管理マニュアル

大阪府立東住吉総合高等学校

## 1 日常的な来校者への対応

- 1) 来校者に対し、用件・訪問先を訪ね、受付を通るように伝える。
- 2) 受付(事務所前)に来校者受付簿と入校許可証を置き、記入と携行を要請する。
- 3) 校内連絡体制

通常の場合: **受付** → **担当部署**

苦情等の場合: **受付** → **教頭** → **担当部署**  
(必要に応じて臨時職員会議等で報告、協議)

## 2 不審者への対応

### 不審者か否かを見分けるポイント

不審者とは、正当な理由無く、校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとする者で、次のようなポイントでチェックする。

- ①受付を無視したり、不審な行動をしていないか。
- ②用件が答えられるか。また、正当なものか。
  - 保護者の場合: 学年・クラス
  - 教職員に用事がある場合: 目的・訪問先・担当者等
- ③順路が外れていったり、不自然な場所に立ち入っていないか。
- ④凶器や不審物を所持していないか。
- ⑤不自然な行動や暴力的な態度は見られないか。

### 不審者と思われる者を発見した場合の対応

- ①発見者は応援を求め、必ず複数で対応する。

#### ②校内通報システム

**発見者** → **生徒指導部** → **教頭** → **校長**

#### ③対応方法

##### <レベル1>発見時

- a. 別室(門衛所又は中会議室等)に案内し、隔離する。
  - ・丁寧かつ冷静に対応。必ず3人以上でおこなう。
  - ・相手を奥に入れ、対応者は入り口近くに位置し、扉は開放しておく。
  - ・C先生(3人目の職員)は警察への通報を要する場合の通報者となる。

- b. 暴力行為抑止と退去の説得をする。

##### <レベル2>説得に応じない場合

- a. 職員への周知(校内放送)

##### <レベル3>暴力的な態度を取った場合

- a. 退去要請に応じない場合は警察へ通報
- b. 職員への周知(校内放送)

・避難指示:「これから全校集会を開きます。全員体育館(又はグランド)に集合して下さい。なお、〇年は、〇〇室の廊下でなく〇〇階段を使用して下さい。」

- c. 教育委員会への連絡と支援要請

### 不審者侵入時の教職員の役割分担

- 1) 全体指揮・外部との対応
- 2) 保護者への連絡
- 3) 避難誘導・安全確保
- 4) 不審者への対応
- 5) 応急手当・医療機関等
- 6) 電話応答・記録
- 7) 安否確認

学校長・教頭

教務主任・PTA係

学年主任・学級担任・授業担当者

発見者・生徒指導主事等

保健主事・養護教諭等

事務職員等

(全体掌握) 教務主任、教頭

(学年・学級) 学級担任・学年主任

(校内外巡視) 担任外職員

\* 担当者が不在の場合は、臨機に対応する。

### 3 事件・事故対策本部の組織と任務

組織	担当者	任務
本 部	校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の状況把握と必要な指示、掌握</li> <li>・組織活動の推進(対応指示、調整)</li> <li>・教育委員会への報告、指示要請</li> <li>・警察、消防等関係機関との連絡・連携</li> <li>・報道関係への対応</li> </ul>
情 報 班	生徒指導主事 事務職員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件・事故状況の把握</li> <li>・地域の安全状況の把握</li> <li>・学校の安全状況の把握</li> <li>・問題点の整理</li> </ul>
救 護 班	保健主事 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の実態把握</li> <li>・応急手当実施</li> <li>・学校医、医療機関等との連絡・連携</li> <li>・その後の経過把握</li> <li>・心のケア着手</li> <li>・救急車の搬送記録</li> </ul>
涉 外 班	教頭  教務主任 PTA係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜状況把握</li> <li>・校長への報告、指示待機</li> <li>・連絡、広報の準備、情報の集約 (保護者、関係機関、報道関係等へ)</li> <li>・記録(時間を追って)</li> <li>・報告の準備</li> </ul>
再発防止対策班	教頭  学校安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理の充実策の検討</li> <li>・危機管理マニュアルの改善</li> <li>・施設準備の充実、改善</li> <li>・安全教育の充実対策</li> <li>・保護者、地域の関係機関等との連携方策の検討、改善</li> </ul>
教育再開班	運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習場所の確保</li> <li>・学習用具の確保</li> <li>・指導体制の整備</li> <li>・実態に即した学習指導計画の作成</li> <li>・緊急の安全対策実施</li> <li>・警察、消防等関係機関との連絡、連携</li> </ul>

### 4 心のケア体制

学校を中心として、精神科医、カウンセラー等の専門家、専門機関と連携した心のケアの支援体制を確立する。

### 5 その他

校外における活動の際も、本マニュアルに準じて対応する。

## 防犯についてのチェックリスト

評価 A(行っている) B(おおむね行っている) C(行っていない)

点検項目	評価	今後の改善計画等
1. 学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成し、生徒の日常及び緊急時の安全確保対策等について共通理解を図っているか。		
2. 不審者侵入事件に係わる情報を収集し、職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより、教職員の危機管理についての意識高揚を図っているか。		
3. 全ての教職員が、緊急事に一体となって迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るために、次のような措置を講じているか。  (1) 不審者による緊急事態発生時に備えた避難訓練を実施し、その反省を対応に生かしているか。 (2) 防犯に関する知識・技能、応急手当や心のケアの具体的な方法等について研修を行っているか。 (3) 教職員間の情報伝達訓練や警察、消防等への通報訓練などをを行っているか。		
4. 警察等の関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。		
5. 教職員や保護者・地域住民等のボランティアによる校内巡回等により、不審者を早期に発見する体制を整えているか。		
6. 学校への来訪者が確認できるよう、次のような措置を講じているか。  (1) 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入り、受付等を明示しているか。 (2) (3) (4) 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入り口等を管理可能なものに限定しているか。		
7. 登下校時において、生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。  (1) 通学路において人通りが少ないなど、注意を払うべき箇所を把握し、生徒、保護者に周知するなどして注意喚起しているか。 (2) 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難できる場所を、生徒一人一人に周知しているか。 (3) 登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる等)を指導しているか。 (4) 登下校時の生徒の安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによるパトロール等の協力を得ているか。		
8. 校内における注意を払うべき箇所を点検し、生徒に注意喚起するとともに、教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、授業中、休憩時間等における生徒の安全を確保しているか。		
9. 校外学習や遠足等の学校行事において、生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。  (1) 事前に現地の安全を十分に確認し、それに基づいた綿密な計画を作成しているか。 (2) 生徒に対する事前の安全指導を十分に行っているか。 (3) 万一の事態が発生した場合の避難の仕方、連絡方法等について、あらかじめ定めているか。		

点検項目	評価	今後の改善計画等
10. 学校開放(授業日)にあたって、生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 開放部分と非開放部分との区別を明確にし非開放部分への不審者の侵入防止の方策(施錠等)を講じているか。		
(2) 学校開放時に、安全確保について保護者や地域住民等によるボランティアの積極的な協力を得る働きかけを行っているか。		
11. 学校周辺等における不審者の情報が入った場合に、次のような体制が整備されているか。		
(1) 生徒の安全確保のため、速やかに警察に通報し、警察官による学校周辺や通学路等のパトロールに協力を得る体制を整えているか。		
(2) 生徒の安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる学校内外の巡回等の協力を得る体制を整えているか。		
(3) 学校、関係機関、保護者、地域住民等が連携して、不審者の行動を把握する体制を整えているか。		
12. 不審者による緊急事態に備え、次のような組織、体制等が整備されているか。		
(1) 直ちに校長、教頭、教職員、生徒に情報が伝達され、避難誘導、防衛(不審者対応)、応急手当、通報、記録、保護者への連絡等が、迅速・的確に行われる組織(役割分担)を整えているか。又、必要に応じて、保護者、近隣学校等の協力が得られる体制を整えているか。		
(2) 警察、消防等の関係機関に対して、隣接する学校・幼稚園や学校周辺の店等とも連携を図りながら、直ちに通報できる体制を整えているか。		
(3) 直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援等が得られる体制を整えているか。		
(4) 保護者、教職員に連絡体制整備の重要性を認識させるとともに、必要に応じて直ちに保護者に連絡が取れる体制等を整えているか。		
(5) 学校近くの地域住民や店等とも連携を図りながら、直ちに負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送が出来る体制を整えているか。		
(6) 登下校時や校外学習などにおいて、不審者による緊急事態が発生した場合に、「子ども110番の家」や地域の住民等が、生徒の避難誘導、通報等を行う体制を整えているか。		
(7) 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再会準備、心のケア体制の整備等を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。		
13. 学校の施設整備等の面で、次のような対策を講じているか。		
(1) 校門、囲障、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、校舎の出入り口、錠の状況等の点検・補修を行っているか。		
(2) 警報装置(警報ベル、ブザー等)防犯監視システム、通報機器(校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等)などを設置している場合、作動状況の点検を行っているか。		
(3) 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置き場、駐車場や近隣建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
(4)		
14. 安全教育(防犯)が学校の実態に応じて教育課程に位置づけられ、生徒の実態に応じて計画的に実施されているか。		
15. 不審者の侵入を想定した避難訓練を行い、緊急事態発生時に生徒が安全に避難できるようにしているか。		